

令和 2 年 4 月 9 日

保護者の皆さま

社会福祉法人駒木野保育園
園長 藤 野 唯 基

緊急事態宣言発令による駒木野保育園の対応について(お願い)
新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言が東京都に発令されました。

同特措法によれば、保育所も学校等や集会場、映画館と同じく、「使用の制限等の要請の対象となる施設」に該当する社会福祉施設です。

「使用の制限」は、新型コロナウイルス感染症をこれ以上広めないことを目的としています。保育所はいわゆる「濃厚接触の場所」であり、かつ、異なる外部環境（職場、家庭、通勤等）から複数のおとなが毎日、出入りする場所でもあります。そのため、感染リスクは高くならざるを得ず、お子さん、保護者の皆さん、そして職員の生命を危機にさらす可能性もあります。

このようなことから、出来るだけ登園を控えていただきますようお願いいたします。

駒木野保育園では、次のように対応します。

1 登園できる範囲

(1) 就労により園児を家庭で見ることができない方

登園する児童につきましては、午前 9 時までに登園をお願いします。
降園については、各保護者の就労状況等に合わせた降園時間を徹底していただくようお願いいたします。

(例) 勤務時間が午前 9 時から午後 3 時までの場合

退勤後は速やかに園に迎えに来ていただき午後 4 時に降園する。

特に、土曜日については、保護者が就労する場合のみ園児を受け入れます。

(2) 延長保育時間

原則延長保育は、行いません。午後 6 時には、園を閉めます。

(3) 園児の体調等

園児の体温が37.5度以上及び体調不良の場合は、受け入れをしません。登園は、解熱してから3日後からとします。

(4) 同居の家族等について

同居の家族の体調がよくない場合（発熱、倦怠感、味覚異常等）及び保護者の就労先で新型コロナウイルス感染症陽性反応が出た方がいる場合は、登園できません。

2 登園自粛期間

4月8日から5月2日まで

3 当園での対応

(1) 通常対応

出来るだけ、換気を行うとともに園児の濃厚接触を避けるよう配慮します。

(2) 保護者の園内立ち入り禁止

引き続き園庭からの登園をお願いします。

(3) 保育料等の対応について

自粛をいただいた方には、次のとおり対応します。

ア 保育料の返還

保育料を納めていただいている方については、市の基準に従って返還します。

イ 給食費（副食費）の返還について

登園を自粛した方の副食費については、日割りで、お返しします。

日額180円で自粛していただいた日数分となります。

なお、返還方法については、後日お知らせします。

今後青梅市等からの指示により変更等がある場合があります。その場合は、再度お知らせします。

以上の点をご理解いただき、勤務先等ともご相談のうえ、できる限り登園をお控えいただきますようお願いいたします。

※ 新型コロナウイルス感染症は、目に見えない敵です。皆さんと一緒に感染予防をして、早期に通常の保育を出来るよう協力をお願いします。

以上